

～空き家で叶える、理想の田舎暮らし～

牧之原市

空き家活用リフォーム等補助金

移住・定住のために空き家を活用する場合に、リフォーム工事や残置物の処理の費用の一部を補助します。



BEFORE



AFTER

○ 補助メニュー

(1) 移住者対象リフォーム補助

空き家・空き地バンクに登録された物件を購入・賃貸して移住をする方※注1がリフォーム工事を行う場合

対象経費の2分の1以内で最大30万円を補助

(2) 空き家活用事業者等対象リフォーム補助

空き家の所有者または所有者から委任を受けた方が、空き家を「移住者限定賃貸物件」として空き家・空き地バンクに登録することを条件にリフォーム工事を行う場合

対象経費の2分の1以内で最大100万円※注2を補助

(3) 残置物処理補助

リフォーム補助の対象となる方が、空き家の残置物を処理する場合

対象経費の実費で最大5万円を補助

※注1 市内に移住する方：物件の購入または賃貸を契機に市外から空き家へ住所を移した方（3年前までの間に市内へ住所を置いたことがある者を除く。）。

※注2 通常は70万円上限、市内事業者が施工の場合は100万円上限となります。

○ お問い合わせ先

牧之原市役所 建設部 都市住宅課

電話：0548-53-2633

★交付の条件などは、裏面をご覧ください。

○ 交付の要件

★ 次の項目を確認、回答欄の[はい・いいえ]はいずれかに○印をしてください。

★ 回答欄で「いいえ」がある場合は、交付対象外となります。

交付要件の確認		回答欄
共通	・リフォーム工事等の契約前の申請である。	はい・いいえ
	・リフォーム補助は、居住部分に係るリフォーム工事である。	はい・いいえ
	・申請する補助対象経費が、その他の補助金の交付対象経費に含まれていない(重複していない)。	はい・いいえ
	・市税等の滞納がない。	はい・いいえ
	・申請者は、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有するものでない。	はい・いいえ
(1)移住者対象リフォーム補助	・補助対象空き家は、空き家・空き地バンクに登録された物件である。	はい・いいえ
	・補助対象空き家の引渡日から1年以内である。	はい・いいえ
	・申請者は、市外から補助対象空き家へ住所を移した <u>移住者</u> (3年前までの間に市内へ住所を置いたことがある者を除く。)である。	はい・いいえ
	・申請者は、補助対象空き家に5年間居住する。	はい・いいえ
	・申請者は、補助対象空き家の所有者と生計を一にしている者又は補助対象空き家の所有者と3親等以内の者ではない。	はい・いいえ
	・経費の総額が、5万円以上である。	はい・いいえ
	・賃貸の場合は、空き家の所有者から同意を得られている。	はい・いいえ
(2) 空き家活用事業者等対象リフォーム補助	・補助対象空き家は、リフォーム工事後に10年間、移住者限定賃貸物件として空き家・空き地バンクに登録することを確約する。	はい・いいえ
	・建物状況調査(インスペクション)を受け、要修繕となった箇所を修繕する工事である。	はい・いいえ
	・経費の総額が、100万円以上である。	はい・いいえ
	・所有者以外の場合は、空き家の所有者から同意を得られている。	はい・いいえ
(3) 残置物処理補助	・上記(1)(2)リフォーム補助の対象である。	はい・いいえ
	・賃貸または所有者以外の場合は、空き家等の所有者から同意を得られている。	はい・いいえ

○ 申請の手続き

交付申請書(様式第1号)に、次の各補助メニューに応じた書類を添えて牧之原市都市住宅課にご提出ください。

(1) 移住者対象リフォーム補助

- ア リフォーム工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- イ 施工予定箇所の写真
- ウ 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- エ 賃貸借の場合は、同意書(様式第2号)

(2) 空き家活用事業者等対象リフォーム補助

- ア 建物状況調査結果報告書の写し
- イ リフォーム工事に係る費用の明細書及び見積書の写し
- ウ 施工予定箇所を記した平面図
- エ 施工予定箇所の写真
- オ 所有者以外の場合又は所有権者が別にある場合は、同意書(様式第2号)
- カ 土地及び建物の全部事項証明書

(3) 残置物処理補助

- ア 撤去及び処分に係る費用の明細書並びに見積書の写し
- イ 撤去及び処分を要する居住部分の室内の写真
- ウ 補助対象空き家の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- エ 賃貸者、所有者以外又は所有者が別にある場合は、同意書(様式第2号)